

相続登記申請義務化と自筆遺言保管制度



相続登記(相続による所有権の移転の登記)の申請が、令和6年4月1日から義務化され、相続(遺言による場合を含みます。)によって不動産を取得した相続人は、相続により所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

また、財産を次の世代に託すため自筆証書遺言を作成したときは、法務局(遺言書保管所)に遺言書を預けることができます。ご自宅等で遺言書を保管することも可能ですが、法務局が遺言書を保管することで、遺言書の改ざんや亡失を防ぐことができ、遺言者が亡くなった後のスムーズな相続手続きにつながります。

講師：東京法務局民事行政部 供託第一
課長補佐 志村 直之 氏



日時：令和7年10月10日(金) 午後2時00分～3時30分

入場料 無料(開場午後1時45分)

場所：八雲住区センター2階201・202会議室

【住所：目黒区八雲1-10-5】

定員：45名程度

- ◆ 参加希望の方は、事前にご予約下さい。
- ◆ 定員になり次第、締め切らせて頂きます。
- ◆ 車でのご来場はご遠慮下さい。

事前予約制

9月16日から受付開始

《お申し込み・問い合わせ先》

目黒区西部包括支援センター
(目黒区柿の木坂1-28-10 1階)

担当：岩崎・野村

 **03-5701-7244**

FAX **03-3723-3432**